

船引小学校児童活動後援会規約

- 第 1 条 この会は、船引小学校児童活動後援会といい、事務局を船引小学校におく。
- 第 2 条 この会は、船引小学校児童の体育及び文化活動の助成強化を図り、個性を伸ばす教育推進にふさわしい環境整備・教育活動の進展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 この会は、船引小学校 P T A 会員で構成する。
- 第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 児童の体育的・文化的活動の助成に関すること。
 - 2 その他、この会の目的達成に必要な事項。
- 第 5 条 この会に、次の役員をおく。
- ・会 長 (1 名)
 - ・副 会 長 (2 名)
 - ・庶 務 (2 名)
 - ・会 計 (2 名)
 - ・監 事 (2 名)
 - ・委 員 (P T A 運営委員)
- 各委員長が会議等に出席できない場合は、他の委員が代行できるものとする。
- 第 6 条 役員の任期は 1 年とし、再任することができる。
- 第 7 条 役員は、推薦委員会で選出し、総会で承認を受けるものとする。
- 第 8 条 推薦委員会は、船引小学校 P T A 三役・学年委員長・専門委員長で構成する。
- 第 9 条 この会の経費は、会費と篤志寄付による。
- 第 10 条 この会の会費は、総会においてその額を決める。
- 第 11 条 篤志寄付は、役員会の協議を経て受領し、本部に納入する。
- 第 12 条 会計年度は、定期総会当日に始まり、翌年の定期総会前日に終わる。
- 第 13 条 総会は、P T A 総会終了後に開き、役員の承認・会計決算の承認・規約の改正について審議し、決定する。
- 第 14 条 役員は、必要なときに会議を開き、予算の更正・事業計画の調整その他必要な事項を決める。
- 第 15 条 この会に、次の簿冊を備える。
- 1 会則（規約）
 - 2 役員名簿
 - 3 会計簿、寄付台帳
 - 4 会議
 - 5 その他必要と認めるもの
- 付 則
- 第 1 条 この会に顧問をおくことができる。
- 第 2 条 この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条 規約改正
- | | | | |
|---------|----------|---------|--|
| 平成 9 年 | 3 月 | 7 日一部改正 | |
| 平成 19 年 | 3 月 | 2 日一部改正 | 会費額の変更 |
| 平成 20 年 | 3 月 | 4 日一部改正 | 副会長を 1 名追加 |
| 平成 22 年 | 3 月 | 4 日一部改正 | 副会長・会計を 1 名ずつ追加 |
| 平成 22 年 | 3 月 | 4 日一部改正 | 会費納入方法の変更 |
| 令和 4 年 | 3 月 18 日 | 一部改正 | 副会長を 2 名減・会計監査の名称を監事に変更・委員を運営委員から、学年委員長に変更・第 10 条会費条項の分割納入を削除・第 14 条これを会議に変更・第 15 条から会員名簿を削除 |
| 令和 6 年 | 2 月 22 日 | 一部改正 | 第 8 条から方部委員長を削除・会費を 1800 円から 1600 円に変更。（残額が多いため。） |
| 令和 7 年 | 2 月 21 日 | 一部改正 | 第 10 条の会費の金額を総会で決めるよう変更 |